

町民環境課からのお知らせ

～こんなときは届出が必要です(出生・死亡)～

①子どもが生まれたとき

出産した病院等で「出生証明書」をもらい、生まれた日から2週間以内に「**出生届**」の提出をしてください。土日祝祭日に届け出られたときには、後日来庁していただく必要があります。届出の際は、出生証明書、母子手帳、印鑑等をお持ちください。

②ご家族が亡くなられたとき

死亡を確認した医師等の発行する「死亡診断書」を持って「**死亡届**」の提出をしてください。

*届出の際は、あらかじめ葬儀の日程等は決めてから届け出てください。

届出人は親族の方になります。(7親等以内の親族がいない場合はご相談ください。)

*届出に来られる人は使者でもかまいませんが、届出人の印鑑をお持ちください。

亡くなられた方の健康保険・年金等の手続きが必要になる場合がありますので、後日改めて役場での手続きをお願いします。

*①～②の届出先は、鏡野町役場町民環境課または各振興センターの窓口になります。

*①～②の届出の受付は土日祝祭日でもかまいません。

(ただし、平日でなければできない手続きもありますので、後日あらためてお越しいただく場合があります。)

お問い合わせ先

町民環境課 原 電話(08668)54-2684

年金受給者のみなさまへ

『扶養親族等申告書』は

期限までに提出しましょう！

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。(障害年金・遺族年金は課税されません。)

課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、12月1日の提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。

もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

平成23年分「扶養親族等申告書」が送付される方

年 齢	65歳未満	65歳以上
	年金額が108万円以上	年金額が158万円以上

詳しくは、日本年金機構 津山年金事務所 電話(0868)3112363までお気軽にお問い合わせください。